

洞爺湖町部活動の地域展開に関する推進計画

令和8年3月

洞爺湖町教育委員会

目次

はじめに	1
第1章 部活動の現状及び成果と課題.....	2
1 現状	2
2 成果と課題	2
(1) 協議の場の設置	2
(2) アンケート調査の実施	3
(3) 地域クラブ活動の開始	3
(4) 取組の理解促進	4
第2章 推進計画の改定.....	5
1 国等の動向	5
(1) 国の動向	5
(2) 道の動向	5
(3) 中体連の動向	6
2 名称の変更	6
3 策定の趣旨・計画の位置付け	7
4 部活動改革の理念	7
5 計画期間	7
6 目標	7
7 推進体制	8
第3章 教育委員会の取組	8
1 地域展開に向けた体制の整備	8
(1) 計画推進に向けた合意形成	8
(2) 運営組織の構築とコーディネーターの設置	8
(3) 地域クラブ活動の認定	9
(4) 地域連携から地域展開への段階的な移行	9
2 地域の指導者の確保と育成	9
(1) 多様な人材の確保	9
(2) 教員の兼職兼業	9
3 活動場所の確保等	10
(1) 活動場所の確保等	10
(2) 活動場所の管理運営の効率化	10
4 移動手段の確保	10
5 情報発信と理解促進	10
(1) 部活動の地域展開に係る周知	10
(2) 生徒のニーズに応じた情報提供	10
6 安心・安全な活動環境づくり	11
(1) 地域クラブ活動と学校の関係性の維持	11
(2) 事故や暴力等の不適切行為の防止	11
(3) 事故や不適切行為などが発生した場合の責任の所在の明確化	11
7 多様な地域クラブ活動の推進	11
8 費用負担の軽減	12
(1) 適正な受益者負担の設定	12
(2) 新たな財源等の確保	12

はじめに

本町では、中学生が将来にわたってスポーツや文化芸術に親しむ機会を確保するため、国や道と足並みをそろえながら、令和6年度に部活動の地域移行に着手し、学校と地域の連携強化に取り組んできました。

この間、学校や保護者、地域の皆様の協力を得ながら、新たな地域クラブ活動など、本格的な地域移行へのファーストステップを踏み出すことができましたが、一方で、町内の中学校全体にこの取組を拡大するためには様々な課題が残されており、計画的な地域移行を完遂するためには、この取組に関するすべての関係者が目指すべき方針を共有し、具体的な対応策の検討を進めていく必要があります。

こうした中、町内の中学校では生徒数の減少が続き、部活動の規模も縮小傾向にあることから、団体種目では多くの部活動が学校単位での運営が難しくなっており、子どもたちがスポーツ・文化芸術活動に継続して取り組んでいく環境の整備を進めていくためには、学校単位で行われてきた活動を関係者が連携し地域全体で支援する必要があります。

国は、部活動改革の理念をよりの確に表すため、これまで「部活動の地域移行」としてきたこの取組の名称を「部活動の地域展開」に改めた上で、令和7年12月、「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）を新たに策定し、今後の部活動改革及び地域クラブ活動の推進などに関する考え方を示しました。

これを受けて、道は、全ての部活動が地域展開を実現し、地域クラブ活動へ転換することを目標に、今後の道の役割と市町村の取組の方向性を提示するため、現推進計画を「北海道部活動の地域展開に関する推進計画」（以下「道の推進計画」という。）として改定する作業を進めています。

こうした国や道の取組を踏まえ、本町においても、部活動が有してきた教育的意義を継承し、子どもたちが等しく多様な学びと体験に触れるスポーツ・文化芸術環境を整備していくことを目的として、「洞爺湖町部活動の地域展開に関する推進計画」（以下「本計画」という。）として策定することとしました。

第1章 部活動の現状及び成果と課題

1 現状

部活動は、生徒のスポーツ・文化芸術などに親しむ機会を確保するとともに、生徒の責任感、連帯感をかん養し、自主性の育成、また、人間関係の構築や自己肯定感を高めたりするなどの教育的意義がありますが、一方で、少子化の進展により、中学生世代の人口は更に減少し、部活動の維持は一層困難なものとなっています。

また、これまで長年にわたり、部活動は教員が指導を担うことを前提として運営されてきましたが、教員の働き方改革や専門性の観点からも、その体制は限界を迎えており、学校教育としての活動だけでは、生徒のニーズに応じた活動を保障することが困難となってきています。

2 成果と課題

部活動の地域移行に本格的に着手した令和6年度から、本町では学校部活動と地域の連携強化を図りながら、できるところから着実に取組を進めてきました。

これまで、活動自体やそれを取り巻く環境を含め「学校における教育活動の一環」として行われてきた部活動を学校以外の運営主体が担う形態に転換するためには、協議・検討を要する事項が多岐にわたる中で、生徒や保護者、関係団体や学校関係者の皆様にご意見・ご協力をいただきながら、一部ではありますが、今後の地域展開における本町の進め方を占う先行事例を創り上げることができたものと考えています。

主な取組の成果と課題は次のとおりです。

(1) 協議の場の設置

部活動の地域展開を円滑に進めるためには、部活動を取り巻く全ての関係者が課題を共有し、それぞれの立場から課題解決に向けて検討しながら協議を進めていく必要があります。

本町では、地域のスポーツや文化芸術に関係する団体、学校、保護者、有識者などで構成する「洞爺湖町部活動地域移行検討委員会」(以下「検討委員会」という。)を令和6年8月に設置し、国・道の取組や町内中学校の現状、先進地域の事例を紹介しながら様々な課題に関する協議を重ね、地域展開・地域連携の拡大に向けた検討を行ってきました。

様々な課題がある中で議論の対象も広範囲に及びますが、今後もこの取組を加速していくための実質的な協議の場としていくためには、一步踏み込んだ意見交換が行われるよう、より詳細な情報提供や議題の精選など、運営手法の見直しも必要となります。

(2) アンケート調査の実施

洞爺湖町教育委員会では、学校部活動の地域移行等に向けた取組を検討する基礎資料とするため、町立小中学校の児童生徒やその保護者、教職員、スポーツ・文化団体等に対してアンケート調査を実施しました。

ア 調査期間

令和5年(2023年)5月29日(月)～6月14日(金)

イ 調査対象

対象	対象者数	回答者数	回答率
小学校4～6年生	112	94	83.9%
中学生	100	71	71.0%
上記小学生保護者	112	75	67.0%
上記中学生保護者	100	61	61.0%
教職員	59	44	74.6%
スポーツ・文化団体等	90	47	52.2%

ウ 回答結果

(ア) 参加してみたい地域クラブや少年団(主なもの)

水泳、サッカー、野球、バレー、柔道、書道

(イ) やってみたいスポーツ(主なもの)

スケートボード、バレー、水泳、バスケットボール、ダンス、体操、陸上、ロッククライミング、スキー、茶道、芸術・美術

(ウ) 教職員が指導者として携われるもの

サッカー、吹奏楽、ソフトテニス、バスケ、バレー、卓球

(エ) 地域(各種団体が受け皿として対応できるもの)

スキー、クライミング、ソフトテニス、パークゴルフ、剣道、吹奏楽、和太鼓、軟式野球、水泳、生け花

(オ) 保護者が支出できる費用(月額)

小学生：3,000円、中学生：3,000円～5,000円

(3) 地域クラブ活動の開始

この取組の先行事例として、バレーボールとサッカーについては、それぞれバレーボール協会、サッカー少年団が核となり、近隣2町を含めて体験会を実施し、地域クラブ化に向けた取組を進めています。

当該競技に関する豊富な経験と指導実績を有する専門的な指導者を顧問とし、町内の競技関係者からの指導協力も得ながら、バレーボールについては令和7年6月に活動を開始し、サッカーについては令和8年4月に活動を開始する予定です。

専門性が高く手厚い指導体制に関しては生徒や保護者から高く評価されており、

地域展開のメリットを生かした活動になっている一方で、より充実した活動に向けた指導者の確保、クラブ内の連絡体制の構築や学校との関係性など、課題解決に向けた取組が必要となります。

また、洞爺地区では、児童生徒の多様な活動機会の確保を目的に、令和7年5月、新たに「洞爺地区・地域クラブ連絡協議会」を立ち上げて活動を開始しました。

(4) 取組の理解促進

学校部活動は、長年にわたり中学校が主体となって実質的には教職員の業務の延長線上に位置付けられてきた経緯があり、子どもや保護者をはじめ、地域の活動を取り巻く環境もそれを前提として形作られているのが現状です。

部活動の地域展開はこの位置付けを大きく見直す取組であり、学校内にとどまらず地域全体の理解と協力を求めていく必要があります。

本町では、検討委員会での内容をホームページで掲載するなど周知を図ってきましたが、今後は、更に多くの町民に部活動を取り巻く現状・課題や部活動改革の理念などについての理解を促進する情報発信に取り組む必要があります。

第2章 推進計画の改定

1 国等の動向

(1) 国の動向

国は、部活動の地域移行について、令和4年12月にガイドラインを策定し、「地域子どもたちは、学校を含めた地域で育てる。」という意識の下で、生徒の望ましい成長を保障できるよう、地域の持続可能で多様な環境の一体的な整備により、地域の実情に応じスポーツ・文化芸術活動の最適化を図り、体験格差の解消を目指すものという考えを示すとともに、休日における部活動の地域クラブ活動への移行や、直ちに移行することが困難な場合には、合同部活動や部活動指導員・外部指導者の配置等の部活動の地域連携（以下「地域連携」という。）を実施することにより、生徒の活動環境を確保するといった取組について、令和5年度から令和7年度までの3年間を「改革推進期間」と位置付けて、支援することとしました。

その後、国では改革推進期間終了後の令和8年度以降における部活動改革の方向性等をとりまとめるため、令和6年8月以降、国の有識者会議において議論を重ね、令和7年5月16日に同会議の最終とりまとめを公表したところです。

国はこの最終とりまとめを踏まえ、令和7年12月にガイドラインを改訂し、部活動改革の主たる目的として「急激な少子化が進む中においても、将来にわたって生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保・充実していく」ことを改めて示すとともに、部活動改革の理念や地域クラブ活動の在り方等をよりの確に表す観点から、「地域移行」から「地域展開」という名称に変更しました。

また、次期改革期間を「改革実行期間」として、前期3年間（令和8～10年度）、後期3年間（令和11～13年度）と設定し、休日については、改革実行期間内に、原則として、全ての部活動において地域展開を実現し、地域クラブ活動に転換することを目指すこととしました。

(2) 道の動向

道は、令和4年に国が策定したガイドラインを踏まえ、道内において部活動の地域移行の取組が円滑に進むよう、令和5年度から令和7年度までの3年間を計画期間とする「北海道部活動の地域移行に関する推進計画」を令和5年3月に策定し、公立中学校等を対象として、まずは休日の部活動から段階的に地域移行することを基本に、地域の実情等に応じて可能な限り早期の実現を目指すこととしました。

この推進計画では、運営団体・実施主体の整備、指導者の確保、スポーツ・文化施設の確保、大会・コンクール等の見直し、部活動の位置付けについての理解の促進、費用分担に関する意識の醸成、取組の促進の7項目を主な取組として、具体的には市町村への事例提供・助言や複数市町村間の調整、人材バンクの整備、大会主催者への要請などを行うこととしています。

その後、計画期間終了後の令和8年度以降における部活動の地域展開推進の方

向性を示すため、国の新たなガイドラインに準じ、令和8年度から令和10年度までの前期3年間及び令和11年度から令和13年度までの後期3年間の計6年間の計画期間とする「北海道部活動の地域展開に関する推進計画」を令和8年3月の策定を目指して調製を進めているところです。

(3) 中体連の動向

中学生のスポーツ振興を目的に、全国中学校体育大会の主催のほか中学校体育に関する研究や指導者の育成を行う日本中学校体育連盟は、国の部活動改革に関する要請などを背景に全国大会の在り方について見直しを図り、少子化の影響や大会運営に係る教員の負担軽減などを理由として、令和9年度の全国大会から水泳、ハンドボール、スケート、アイスホッケーなどの部活動設置率の低い9競技を廃止し、現行の20競技を11競技まで縮小することを決定しました。

北海道中学校体育連盟では、この決定を受け、廃止対象となった9競技のうち、男子ソフトボールを除く8競技について全道大会を廃止するとともに、各競技団体に対し、代替大会の開催を要請しています。また、主催する北海道大会に係る地域クラブ活動としての参加や部活動指導員など教員以外の指導者による生徒の引率に関する要件を段階的に緩和し、部活動の地域展開が円滑に行われるよう環境づくりを進めています。

2 名称の変更

従来、学校内の人的・物的資源によって運営されてきた部活動を、より広く地域に開き、地域全体で支えていくということや、地域に存在する人的・物的資源を活用しながら、地域全体で支えることによって可能となる新たな価値を創出し、より豊かで幅広い活動に転換していくという考え方をよりの確に表すことができるよう、「地域移行」から「地域展開」に名称を変更します。

また、発展性や新たな価値をイメージできることを名称変更のねらいとしており、「新たな価値」の例としては次のようなものが期待されます。

[新たな価値の例]

- 生徒のニーズに応じた多種多様な体験
- 生徒の個性・得意分野等の尊重
- 学校の垣根を越えた仲間とのつながりの創出
- 地域の様々な人や幅広い世代との豊かな交流（地域住民の参画意識の醸成）
- 適切な資質・能力を備えた指導者による良質な指導
- 学校段階にとらわれない継続的な活動及び地域クラブ活動の指導者による一貫した指導 など

3 策定の趣旨・計画の位置付け

本計画は、国の有識者会議における議論や、国のガイドラインにおける部活動改革の理念や基本的な考え方、道の推進計画で示された市町村の取組を踏まえ策定するものであり、本町における令和8年度以降の部活動の地域展開を推進するための方向性を示すものです。

本計画は町立中学校を対象としていますが、小学生を対象とした少年団活動など多様な部活動との連携も視野に入れながら、障がいの有無や家庭の状況に関わらず町内のすべての子どもたちにスポーツや文化芸術を通じた心身の健全育成が図られるよう取組を進めていきます。

4 部活動改革の理念

本町では、次の理念に基づき部活動の地域展開を推進します。

- 急激な少子化が進む中、将来にわたって子どもたちが継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保・充実すること。
- これまで学校単位で部活動として行われてきたスポーツ・文化芸術活動を地域全体で関係者が連携して支え、子どもたちの豊かで幅広い活動機会を保障すること。
- 子どもたちが等しく多様な学びと体験に触れられ、心の居場所ともなる環境を整備することが何よりも重要であること。

5 計画期間

国と道の取組と足並みをそろえ、令和8年度(2026年度)から令和10年度(2028年度)までの前期3年間及び令和11年度(2029年度)から令和13年度(2031年度)までの後期3年間の計6年間の計画期間とします。

6 目標

部活動改革の理念の実現に向け、地域展開の着実な推進を目指し、計画的に取組を進めることができるよう、目標を次のように定めます。

国と道はこれまでの方針を踏襲し、まずは休日からの地域展開を進めていくこととしていますが、本町では、指導の一貫性や生徒の安心感を考慮し、原則として活動日による区分を設けずに、一体的な地域展開を図ることを基本として、計画期間内に全ての部活動がそれぞれの活動状況や地域の支援体制などに応じた地域展開を実現し、地域クラブ活動に転換することを目指します。

現時点で地域展開や地域連携(以下「地域展開等」という。)が進んでいない部活動においては、計画期間内での実現に向け、前期3年間の間に地域展開等の方針と具体的な手法及び達成目標の時期について合意形成を図ることとします。

7 推進体制

教育委員会では、本計画の推進に当たり、検討委員会に取組状況を報告の上、その意見等踏まえた対応を図りながら、まちづくり、広報、財政、福祉など庁内関係部署との横断的な連携、近隣自治体との広域的な協議などを進め、計画の効果的な推進に努めます。

なお、計画の中間年には、前期における取組に関する中間評価を実施し、後期の取組の充実に向けた課題の整理と対応策の検討を行うこととし、本計画については、必要に応じて適宜見直しを行います。

また、本計画は、SDGsのうち、主に以下の目標達成に資することを踏まえ、SDGsの理念との整合に留意して、施策を推進します。

- 目標 3 すべての人に健康と福祉を
- 目標 4 質の高い教育をみんなに
- 目標 8 働きがいも経済成長も
- 目標 11 住み続けられるまちづくりを
- 目標 17 パートナリーシップで目標を達成しよう



第3章 教育委員会の取組

1 地域展開に向けた体制の整備

(1) 計画推進に向けた合意形成

町内のスポーツ・文化芸術団体や中学校、保護者、有識者などで構成される検討委員会では、これまでも個別の課題解決に向けた協議などを重ね、地域展開等の推進に大きな役割を果たしてきましたが、すべての部活動が地域展開を実現するためには未だ課題も多く、今後は、大きな方向性について舵取りをしながら、細部にわたる具体的な対応についても協議していくこととします。

また、この取組の中心となる子どもたちの最善の利益が図られるよう、児童生徒をはじめ、保護者、中学校、関係団体などのニーズを的確に捕捉するためアンケート調査や説明会の開催などを通じて、様々な意見に耳を傾けながら、地域全体の合意形成を図ります。

(2) 運営組織の構築とコーディネーターの設置

現在は、教育委員会が地域展開などに関するコーディネート業務を行っていますが、将来的に、この取組が多世代にわたる地域スポーツ・文化芸術活動の基盤となっていくことも視野に、各地域クラブ活動を統括し、運営・管理業務の中核を担

う組織の構築や教育委員会、学校、関係団体間の情報共有・連絡調整を行うコーディネート機能の外部への業務委託などを含め検討を進めます。

(3) 地域クラブ活動の認定

地域クラブ活動は、学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させた活動であり、競技力向上や上位大会への進出といったニーズに応えることを主な目的としたクラブやスクールなどと区分して、その活動を支援する必要があります。

教育委員会では、国が示す要件などを参考に、学校部活動の理念に準じて運営される地域クラブ活動を「認定地域クラブ活動」として認定し、公的な支援を行う制度を整備することで、地域展開後も、生徒や保護者が安心して活動に参加できる環境づくりを進めます。

(4) 地域連携から地域展開への段階的な移行

学校部活動から地域クラブ活動への展開を図る上で、生徒や保護者が大きな環境の変化に戸惑いや不安を感じる場合も想定されることから、学校と地域が時間をかけて少しずつ協働する部分を増やし、学校の枠にとられない地域を主体とした活動のメリットについて理解を得ながら移行していくことも必要です。

それぞれの部活動の実情に応じて、将来に向けた具体的な見通しをもちながら、部活動指導員の配置や拠点校部活動の実施などの地域連携を進めつつ、できるところから地域展開の取組に着手する段階的な移行も推進します。

2 地域の指導者の確保と育成

(1) 多様な人材の確保

地域クラブ活動の指導者には、スポーツにおいては競技団体やスポーツ少年団の指導者などが、文化芸術においてはアマチュアの文化芸術活動者や少年団の指導者などが候補として想定されますが、多数の種目に対応した指導者を十分に確保するためには、地域の専門的団体等の構成員や民間企業の従業員、自営業者、公務員、学生などに対しても様々なチャンネルで参加を呼びかけ、協力を求めていく必要があります。

また、専門的な指導者だけでなく、指導や運営を支援するサポート人材を募集するなど、幅広い人材に協力を得られるよう、周知啓発に努めます。

さらに、この周知と並行して道の「部活動サポーターバンク」の活用や、町単独または圏域での人材バンクの整備などについても近隣自治体と連携しながら検討を進めます。

(2) 教員の兼職兼業

部活動の指導に関する教員の過度な負担感を軽減し、本来の教育活動の充実を

図ることも地域展開の目的の一つですが、本人のライフワークとしてスポーツや文化芸術活動の指導に当たることを希望する教員については、兼職兼業の許可を得たうえで地域クラブ活動の指導を行うことができる環境の整備を進めます。

運用に当たっては、兼職兼業が事実上の強制とならないよう、学校と連携して教員の希望の有無を適切に把握した上で、勤務校における業務への影響の有無や健康への配慮など、学校運営に支障がないことの校長の事前確認を十分に行う仕組みについて検討を進めます。

3 活動場所の確保等

(1) 活動場所の確保等

地域クラブ活動に関する生徒の移動の便宜や用具保管などの効率性に配慮し、学校教育に支障がない限り、小中学校をはじめとする教育関連施設の優先利用や使用料の減免、学校備品等の活用などについてルールづくりを進めます。

(2) 活動場所の管理運営の効率化

I C Tの活用による予約システムやスマートロックの導入など、学校施設などの管理運営の効率化を図り、利便性の高い活動場所となるよう努めます。

4 移動手段の確保

合同で行う部活動や地域クラブ活動は、日常的な練習への参加などにも移動を伴うことが想定されます。季節や時間帯、移動経路を問わず安全に移動することが可能となるよう、公共交通や民間運送事業の活用、乗り合い送迎のルールづくりなど、移動手段の確保が困難な生徒が地域クラブ活動への参加機会を喪失することのないよう関連部局とも連携しながら多角的な検討を進めます。

5 情報発信と理解促進

(1) 部活動の地域展開に係る周知

地域展開の推進には、生徒や保護者、地域住民、各関係団体の理解と連携が重要であることから、部活動を取り巻く現状・課題や、部活動改革の理念、地域展開による効果、地域クラブ活動の実施体制・活動内容、費用負担の考え方などについて、ホームページやSNSなどを活用して周知を図ります。

また、これまで部活動の運営主体となってきた学校の意見を十分に反映した取組となるよう、教員に対して学校を通じた周知を図ります。

(2) 生徒のニーズに応じた情報提供

当事者である生徒の意見・希望を的確に把握し、自らの希望に沿った地域クラブ活動に参加できるよう、小学校高学年時の体験会や中学校入学時の説明会などの機

会を活用するとともに、ホームページSNSなどを活用して地域クラブ活動の実施状況などを情報発信するなど、学校と連携したきめ細かな情報提供を行います。

6 安心・安全な活動環境づくり

(1) 地域クラブ活動と学校の関係性の維持

地域クラブ活動への移行後も子どもたちが安心して活動を継続するためには、学校と地域クラブ間の情報共有と適切な連携が維持されることが重要であることから、活動方針や活動状況などの共有や、定期的な情報交換、地域クラブ活動への参加促進のための生徒や保護者への学校を通じた情報提供など、密接な連携関係を維持しながら取組を進めます。

(2) 事故や暴力等の不適切行為の防止

生徒が安全・安心に地域クラブ活動に取り組むためには、学校部活動と同様に、活動中の事故や性暴力を含む暴力・暴言・ハラスメントなどの不適切行為、いじめの防止とともに、生徒や保護者の個人情報の保護が徹底された環境であることが不可欠と考えます。

地域クラブ活動の運営団体に対しては事故や不適切行為、いじめ防止のための指導者研修の実施と個人情報の取扱いに関するマニュアル等の整備を義務付けるほか、運営団体には不適切行為などに関する相談に対応する窓口の設置を検討します。

(3) 事故や不適切行為などが発生した場合の責任の所在の明確化

事故や不適切行為などが発生した場合を想定し、あらかじめ、対応の手順や責任関係等を明確にするとともに、万が一の際に、生徒や指導者が十分な補償が受けられるよう備えておくことも、重要な安心材料となります。

このため、地域クラブに対しては賠償責任保険への加入を、生徒や指導者には自身の怪我等を補償する傷害保険や個人賠償責任保険への加入を積極的に呼びかけます。

7 多様な地域クラブ活動の推進

部活動の地域展開においては、子どもたちの多様化するニーズを踏まえ、既成の部活動の枠組みにとらわれない、様々な経験機会を提供していくことも重要です。

これまでは、特定の種目に専念する活動が中心でしたが、生徒の希望に応じて複数の活動に参加できる環境づくりやレクリエーション的な活動、伝統芸能や各種文化、科学学習を中心に据えた活動、ボランティア的な社会活動など、時代背景や子どもたちのニーズの変化を捉えた多様な活動の創出について検討を進めます。

また、障がいのある生徒も本人の希望に応じて多種多様な活動に参加できるよ

う、障がいの特性に応じた配慮や工夫を行うことができる指導者の育成や、ユニバーサルスポーツの導入などの環境整備も進めていきます。

8 費用負担の軽減

(1) 適正な受益者負担の設定

地域クラブ活動の維持・運営に必要な活動費は、原則として会費収入で賄うこととしますが、地域クラブの会費の設定に当たっては、国が示す受益者負担の水準なども参考にしながら、学校部活動に代わる公的なスポーツ・文化芸術活動における負担額として適正な額とする必要があります。

また、サービスの対価としての妥当性に理解を得られるよう、総会などの場において会費の使途に関する適切な情報開示を行うなど、透明性の高い運営が求められます。

活動地域クラブ活動の会費負担が参加の妨げとなることのないよう、可能な限り低廉な額とすることはもちろんですが、教育委員会においても、家庭の経済格差が子どもたちの体験格差につながらないように、認定地域クラブ活動に参加する生徒に対しては、学校部活動と同様の経済的支援を検討します。

(2) 新たな財源等の確保

地域クラブ活動の維持・運営に必要な活動費は、原則として会費収入で賄うこととしていますが、受益者負担以外の新たな財源の確保に向けて、地域の民間企業などにも積極的に働きかけ、設備・用具・楽器の寄附・貸与などの支援を受けられる体制づくりを進めるとともに、企業版ふるさと納税やガバメントクラウドファンディングをはじめとした寄附金制度の活用などの手法についても検討を進めながら、地域クラブ活動の支援に努めます。